

登場  
ページ

09

ページ

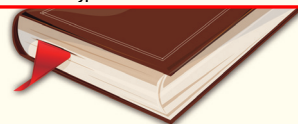
11

ページ

40

ページ

## 今週の専門用語



### 株主総会の開催時期

会社法上、株主が議決権の行使期限は「基準日から3か月以内」とされるが、株主総会は「事業年度終了後の一定の時期」に開催すればよいため、(定款を変更して)基準日を1か月後倒しすれば7月開催も可能だ。ただ、会社は基準日に株主を確定する必要がある、ここで確定した株主名簿を有報や事業報告の「大株主の状況」に流用しているため(大株主の状況の記載時点も決算日とされる)、基準日を後倒しすれば、会社は決算日と基準日の2回、株主を確定しなければならないという問題がある。

### 中小会計要領

正式名称を「中小企業の会計に関する基本要領」という。中小企業庁に設置された「中小企業の会計に関する検討会」が平成24年2月に策定。企業会計基準委員会等が策定する「中小企業の会計に関する指針」とは異なり、中小企業の実務における会計慣行を考慮し、会計と税制の調和を図った上で会社計算規則に準拠したものとなっている。対象は金融商品取引法適用対象会社及び会社法上の会計監査人設置会社以外の会社。適用会社に対しては信用保証料率の割引制度がある。

### 新株発行無効の訴え

新株発行後にその効力を否定するためには、新株発行無効の訴えを提起することが必要とされている(会社法828①二)。訴訟を提起できる者は株主・取締役・監査役等に限定されており、その訴えは株式発行の効力発生日から6か月以内(非公開会社の場合は1年以内)に提起する必要がある(被告は会社)。新株発行の無効判決は、第三者にもその効力が及ぶ。判決確定後に会社は、株主に対して払い込みを受けた金銭を支払わなければならない(株券発行会社の場合は株券の返還を請求できる)。

From  
編集室

◆新しい「経営力向上計画」の認定申請様式が公表され、新たな認定制度が3月15日より開始されている。平成29年度税制改正を踏まえ、4月の早い段階で対象設備の取得等を考えている中小企業であれば3月中の計画申請等もできる。◆記載事項は追加されているものの、これまでと同様2枚の簡単な申請書のまま。従来と同じ申請のイメージといえる。平成29年2月末時点で認定を受けた計画は16,146件。今後もさらに増えそうだ。◆ただ1つ残念なのは医療保険業者が取得等する器具備品及び建物附属設備が対象から除かれた点。期待が高かっただけに残念といえよう。(MIN)

週刊T&Amaster 第684号

2017年3月27日発行(毎週月曜発行)

【編集人】南館茂雄

【発行人】村田幸雄

【発行所】株式会社ロータス21

〒104-0045 東京都中央区築地2-11-11 6F

【販売】新日本法規出版株式会社

〒460-8455 名古屋市中区栄1-23-20

【お問合せ】販売・広告 (052)211-1525

記事内容 (03)5281-0020 ta@lotus21.co.jp

最新号を含む見本誌を無料で進呈しております。下記よりご請求下さい